

議案第18号

杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例及び杉並区公共溝渠条例の一部を  
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年2月14日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例及び杉並区公共溝渠条例の一部を  
改正する条例

第1条 杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例（昭和47年杉並区条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	<table border="1"><tr><td>6,570</td></tr><tr><td>10,200</td></tr></table>	6,570	10,200	を	「	<table border="1"><tr><td>6,750</td></tr><tr><td>10,300</td></tr></table>	6,750	10,300	に、																								
6,570																																	
10,200																																	
6,750																																	
10,300																																	
」			」																														
「	<table border="1"><tr><td>3,740</td></tr><tr><td>6,040</td></tr><tr><td>8,320</td></tr><tr><td>510</td></tr><tr><td>68</td></tr><tr><td>33</td></tr><tr><td>5,180</td></tr><tr><td>3,450</td></tr><tr><td>10,700</td></tr><tr><td>20,400</td></tr><tr><td>9,440</td></tr><tr><td>130</td></tr><tr><td>220</td></tr><tr><td>330</td></tr></table>	3,740	6,040	8,320	510	68	33	5,180	3,450	10,700	20,400	9,440	130	220	330	を	「	<table border="1"><tr><td>4,480</td></tr><tr><td>7,240</td></tr><tr><td>9,980</td></tr><tr><td>600</td></tr><tr><td>60</td></tr><tr><td>36</td></tr><tr><td>5,900</td></tr><tr><td>3,610</td></tr><tr><td>12,000</td></tr><tr><td>18,000</td></tr><tr><td>11,300</td></tr><tr><td>140</td></tr><tr><td>250</td></tr><tr><td>360</td></tr></table>	4,480	7,240	9,980	600	60	36	5,900	3,610	12,000	18,000	11,300	140	250	360	に、
3,740																																	
6,040																																	
8,320																																	
510																																	
68																																	
33																																	
5,180																																	
3,450																																	
10,700																																	
20,400																																	
9,440																																	
130																																	
220																																	
330																																	
4,480																																	
7,240																																	
9,980																																	
600																																	
60																																	
36																																	
5,900																																	
3,610																																	
12,000																																	
18,000																																	
11,300																																	
140																																	
250																																	
360																																	
」			」																														

510
680
1,040
1,400
2,410
3,450
6,910
7,240
9,440

540
720
1,080
1,440
2,530
3,610
7,230
8,680
11,300

10,400
6,250
8,220
200
20,400
20,400
8,640
200
20,400
204,000
102,000

9,020
5,410
8,040
180
18,000
18,000
9,640
180
18,000
180,400
90,200

を

に、

令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料の置場	板囲、足場その他の工事用施設及び工事用材料の置場		占用面積1平方メートルにつき1年	12,900
	危険防止施設			4,170
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	9,440
令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設	建築物	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008

を

び自動車駐車場	もの		を乗じて得た額
		階数が3のもの	Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの	Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.006を乗じて得た額

令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の置場	板囲、足場その他の工事用施設及び工事用材料の置場		占有面積1平方メートルにつき1年	15,400
	危険防止施設			5,000
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	11,300
令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.006を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額

に、

		階数が3のもの	Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの	Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.006を乗じて得た額

「第7条第9号」を「第7条第12号」に、「第7条第10号及び第11号」を「第7条第13号」に改める。

第2条 杉並区公共溝渠条例（昭和28年杉並区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「303円」を「295円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例の規定は、施行日以後の占用に係る占用料について適用し、施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の杉並区公共溝渠条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

道路占用料等を改定する等の必要がある。

杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例及び杉並区公共溝渠条例の一部を  
改正する条例新旧対照表（抄）

第2条による改正（杉並区公共溝渠条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（使用料の額及び算定方法）</p> <p>第9条 使用料は、使用面積により、1平方メートルにつき、月額<u>295円</u>に、使用開始の日の属する月から使用終了の日の属する月までの月数を乗じて算定した額とする。</p> <p>2 略</p>	<p>（使用料の額及び算定方法）</p> <p>第9条 使用料は、使用面積により、1平方メートルにつき、月額<u>303円</u>に、使用開始の日の属する月から使用終了の日の属する月までの月数を乗じて算定した額とする。</p> <p>2 略</p>

## 道路占用料改定資料

(改定後)

(現 行)

占 用 物 件		単 位	占 用 料	占 用 料
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>6,750</u>	<u>6,570</u>
	第2種電柱		<u>10,300</u>	<u>10,200</u>
	第3種電柱		13,900	13,900
	第1種電話柱		<u>4,480</u>	<u>3,740</u>
	第2種電話柱		<u>7,240</u>	<u>6,040</u>
	第3種電話柱		<u>9,980</u>	<u>8,320</u>
	その他の柱類		<u>600</u>	<u>510</u>
	共架電線その他上空に 設ける線類	長さ1メートルに つき1年	<u>60</u>	<u>68</u>
	地下に設ける電線その 他の線類		<u>36</u>	<u>33</u>
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>5,900</u>	<u>5,180</u>
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ ートルにつき1年	<u>3,610</u>	<u>3,450</u>	
変圧塔その他これに類 するもの及び公衆電話 所	1個につき1年	<u>12,000</u>	<u>10,700</u>	
広告塔	表示面積1平方メ ートルにつき1年	<u>18,000</u>	<u>20,400</u>	
その他のもの	占用面積1平方メ ートルにつき1年	<u>11,300</u>	<u>9,440</u>	
法第32条	外径が0.04メート	長さ1メートルに	<u>140</u>	<u>130</u>

第1項第2号に掲げる物件	ル未満のもの	つき1年		
	外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの		<u>250</u>	<u>220</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>360</u>	<u>330</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>540</u>	<u>510</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>720</u>	<u>680</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>1,080</u>	<u>1,040</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>1,440</u>	<u>1,400</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>2,530</u>	<u>2,410</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>3,610</u>	<u>3,450</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>7,230</u>	<u>6,910</u>
法第32条第1項第3号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>8,680</u>	<u>7,240</u>	
法第32条第1項第4号に掲げる	占有面積1平方メ	<u>11,300</u>	<u>9,440</u>	

施設			メートルにつき1年		
法第32条 第1項第5 号に掲げる 施設	地下街及 び地下室	階数が1の もの	占有面積1平方メ ートルにつき1年	Aに0.004 を乗じて得た額	Aに0.004 を乗じて得た額
		階数が2の もの		Aに0.006 を乗じて得た額	Aに0.006 を乗じて得た額
		階数が3以 上のもの		Aに0.007 を乗じて得た額	Aに0.007 を乗じて得た額
	上空に設ける通路			<u>9,020</u>	<u>10,400</u>
	地下に設ける通路			<u>5,410</u>	<u>6,250</u>
	その他のもの			<u>8,040</u>	<u>8,220</u>
	法第32条 第1項第6 号に掲げる 施設	祭礼、縁日等に際し、 一時的に設けるもの		占有面積1平方メ ートルにつき1日	<u>180</u>
その他のもの		占有面積1平方メ ートルにつき1年	<u>18,000</u>	<u>20,400</u>	
令第7条第 1号に掲げ る物件	看板（アーチ式である ものを除く。）		表示面積1平方メ ートルにつき1年	<u>18,000</u>	<u>20,400</u>
	標識		1本につき1年	<u>9,640</u>	<u>8,640</u>
	旗ざお及 び幕	祭礼、縁日 等に際し、 一時的に設 けるもの	占有面積1平方メ ートル又は1本に つき1日	<u>180</u>	<u>200</u>
		その他のも の	占有面積1平方メ ートル又は1本に つき1年	<u>18,000</u>	<u>20,400</u>
	アーチ式 工作物	車道を横断 するもの	1基につき1年	<u>180,400</u>	<u>204,000</u>
		その他のも の		<u>90,200</u>	<u>102,000</u>



	の			
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の置場	板囲、足場その他の工事用施設及び工事用材料の置場	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>15,400</u>	<u>12,900</u>
	危険防止施設		<u>5,000</u>	<u>4,170</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>11,300</u>	<u>9,440</u>

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。